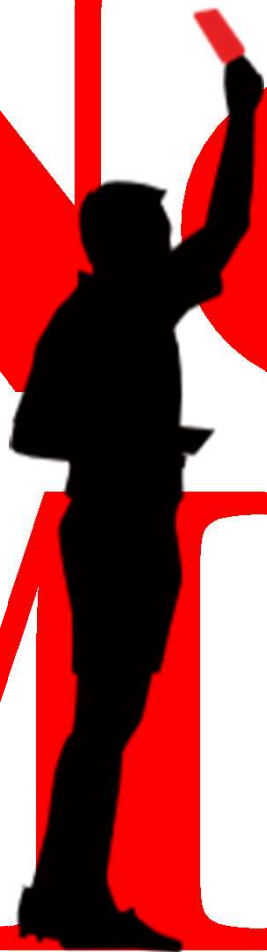


NO MORE



タバコを吸う人も 吸わない人も、
誰もが住みやすい、住み続けたいと
思える福岡市の実現に向けた
路上喫煙対策の取組について



2024年11月（案） 福岡市議会議員 坂口よしまさ

路上喫煙

問題の全体像



非喫煙者



福岡市民

ちょうど子どもの顔の高さにたばこの火が来るから危なくていつも怖い…

一本道の風上でたばこを吸われるとずっと臭い煙を吸わされるので不快

非喫煙者も副流煙による健康被害を被るから路上喫煙はやめてほしい！

観光客等

福岡観光を楽しんでいたのに路上喫煙によって不快な思いをさせられた



仕事でよく訪れるけど、路上喫煙を多く見かけることだけが残念…

アクセスも良く食べ物も美味しいけど、住むとなるとちょっと…

路上喫煙



ポイ捨て



ルール・マナーを守らない喫煙者

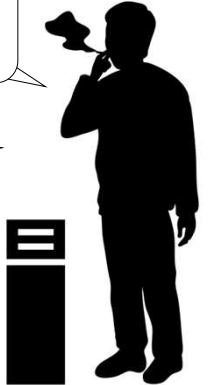
喫煙者



ルールやマナーを守らない喫煙者達のせいで喫煙者全体が悪者扱いされる…

喫煙者も非喫煙者も快適に暮らせるように分煙環境を整備してほしい

喫煙者が支払っている地方たばこ税を路上喫煙対策に活用してほしい



福岡市民

街中でたばこの吸い殻がポイ捨てされているのを見ると少し残念に思う

観光客等

喫煙所がどこにあるのか、どこが禁煙地区なのか等がよくわからない…

母国では路上喫煙が制限されていないので日本でも大丈夫と思っていた



対策強化が必要となった背景

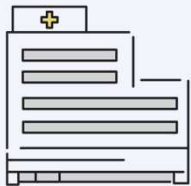
背景01 健康増進法の改正



学校



児童福祉施設



病院



行政機関の庁舎
など



飲食店・事業所等



その他 多くの人
が利用する施設

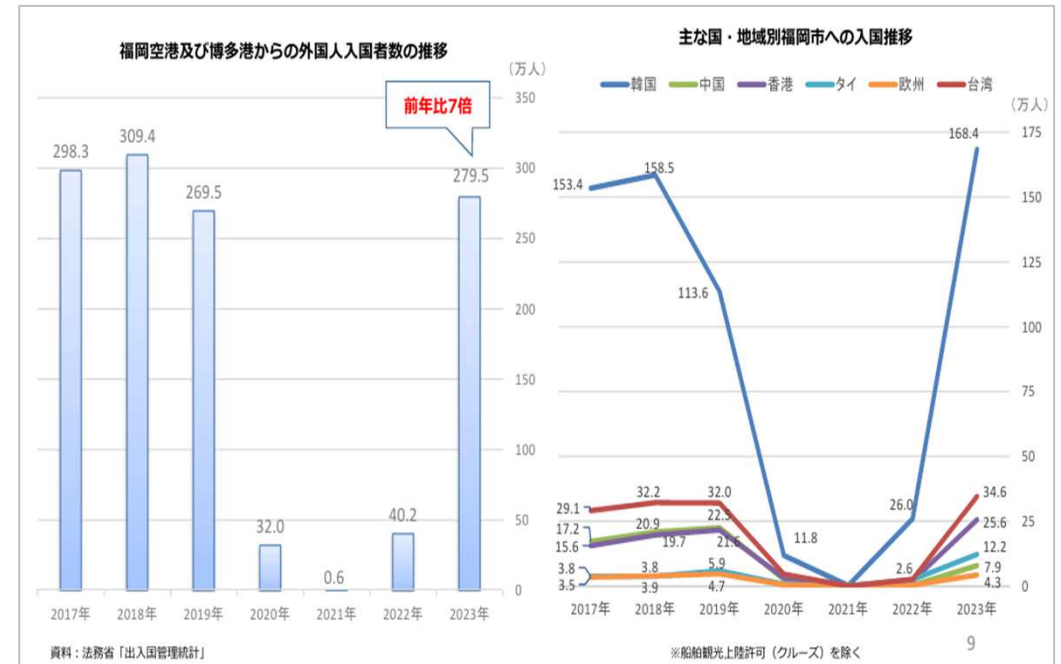
原則 **敷地内禁煙** に

原則 **屋内禁煙** に

行き場をなくした喫煙者（の一部）が
屋内から屋外へ

路上喫煙や吸い殻のポイ捨て等の問題が顕在化

背景02 外国人観光客の増加



（出展）「福岡市の観光・MICE」2024年版（福岡市観光統計）

福岡市のルールを知らない（理解していない）者による
問題行為等の増加の懸念

福岡市における路上喫煙対策

“モラル・マナー条例”の制定

【正式名称】

「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例」

(平成15年8月施行) ※最終改正：平成25年12月

Point たばこの火による人体等への危害を防止することを

01 目的としている

Point 市内全域で歩行中や自転車乗車中に喫煙しないよう

02 努めること等を喫煙者の責務として規定している

(喫煙者の責務)

第19条 何人も、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙しないよう努めなければならない。

2 何人も、屋外で喫煙するときは、吸い殻入れを携帯するよう努めなければならない。

Point 路上禁煙地区（道路上で歩行中又は自転車乗車中に

03 喫煙してはならない地区）について規定している

(路上禁煙地区) ※一部抜粋

第20条 市長は、特に必要があると認める地区を路上禁煙地区として指定することができる

3 路上禁煙地区においては、何人も道路上で、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙してはならない。

歩行喫煙防止の広報・啓発

【取組例】

- ・「STOP歩きタバコ」ポスターの配布&掲示（街頭／公共施設等）
- ・街路灯バナーの掲出／路面標示
- ・各種媒体を活用した広報啓発（市政だより／地下鉄駅構内放送／デジタルサイネージ等）



「STOP歩きタバコ」ポスター（←左側）

「路上禁煙地区」チラシ（右側→）

※ いずれの画像も福岡市HPから引用



指導員による巡回指導

【取組内容】

- ・「モラル・マナー推進指導員」による巡回指導

※1 1日当たり8～9人体制

※2 7時45分～19時まで



現行の取組における課題

❗ その1 ❗ 条例の目的に「受動喫煙防止」の観点が含まれていない

“モラル・マナー条例”による路上喫煙に関する規制は、タバコの火で周囲の人が火傷を負うことを防ぐ（特にタバコを持つ手が目の高さにくる子どもへ配慮）ことを主な目的としている。

❗ その2 ❗ 歩行中や自転車乗車中以外の路上喫煙が禁止されていない

“モラル・マナー条例”では「歩行中又は自転車に乗車中」の喫煙についてのみ規制されている。（また、加熱式たばこについても規制の対象外となっている。）

❗ その3 ❗ 「路上禁煙地区」として指定されている範囲が限定的

「路上禁煙地区」（①天神・大名地区 ②博多駅周辺地区）以外のエリアではあくまでも努力義務（「喫煙しないよう努めなければならない」）しか課せられていない。（また、路上禁煙地区に指定されているエリア内においても、公園は規制の対象外となっている。）

❗ その4 ❗ 氷山の一角しか反映していない「歩行喫煙率」

「歩行喫煙率」の算出方法

路上禁煙地区において、平日の2時間（8～9時／14～15時）の間で調査地点を通過する喫煙者及び非喫煙者を目視で計測し、全通行者に占める喫煙者の割合として算出

⇒ 令和4年の「歩行喫煙率」=0.05%（喫煙者の人数ベースではわずか14人）

⇒ 調査日程・時間・場所が非常に限られているため、実態のごく一部しか反映していない

必要な取組（提言）

取組の提言
其の壱

“モラル・マナー条例”の改正

⇒ 詳細は
P.7 へ

- (1) 受動喫煙防止の観点进行明記する
- (2) 喫煙所以外における路上喫煙を全面的に禁止する
- (3) 「路上禁煙地区」を市内全域に拡大する など

取組の提言
其の弐

分煙環境の徹底的な整備

- (1) 取組の趣旨・考え方 ⇒ 詳細は P.9 へ
- (2) 具体的な取組内容 ⇒ 詳細は P.10～13 へ
- (3) 財源 ⇒ 詳細は P.14 へ

改正案	現行
(定義) 第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>自転車等</u> <u>道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。</u> (6) <u>道路等</u> <u>道路、広場、公園その他の公共の場所(室内又はこれに準ずる環境にある場所及び道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した施設内を除く。)をいう。</u> (7) <u>たばこ</u> <u>たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3項に規定する製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。</u> (8) <u>喫煙</u> <u>人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱するところにより煙(蒸気を含む。)を発生させることをいう。</u> (9) <u>路上喫煙</u> <u>道路等において喫煙すること(自転車等に乗車中に喫煙することを含む。)をいう。</u> 2 略 (喫煙者の責務) 第19条 <u>喫煙者は、たばこの火が人体等に危害を加え、又はたばこの煙が望まない受動喫煙を生じさせるおそれがあることを十分認識し、路上喫煙をしないよう努めなければならない。</u> ↑💡 Point: 受動喫煙防止の観点も明記する 2 略 (路上禁煙地区) 第20条 市長は、特に必要があると認める地区を路上禁煙地区として指定することができる。 2 略 3 <u>路上禁煙地区においては、何人も路上喫煙をしてはならない。</u> ↑💡 Point: 全ての形態の路上喫煙を禁止する	(定義) 第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (新設) ←💡 Point: 自転車及びこれに準ずる乗り物を幅広くカバーする (新設) ←💡 Point: 喫煙所以外の公共の場所を幅広くカバーする (新設) ←💡 Point: 健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第1項と同じ規定を用いることにより、加熱式タバコを含む製造たばこを幅広くカバーする (新設) ←💡 Point: 単に燃焼させ、又は加熱しているだけのケースもカバーする (新設) ←💡 Point(5)～(9)により、路上喫煙行為全般を幅広くカバーする 2 略 (喫煙者の責務) 第19条 <u>何人も、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙をしないよう努めなければならない。</u> 2 略 (路上禁煙地区) 第20条 市長は、特に必要があると認める地区を路上禁煙地区として指定することができる。 2 略 3 <u>路上禁煙地区においては、何人も道路上で、又は歩行中又は自転車に乗車中に喫煙してはならない。</u>

⇒ さらに、路上禁煙地区を現在の2地区(①天神・大名地区、②博多駅周辺地区)から福岡市内全域へ拡大

(※) 全域において路上喫煙を禁じている自治体の例

・東京都千代田区／東京都港区／東京都世田谷区／大阪府大阪市 など

(注) 大阪市では令和6年3月に条例が改正され、令和7年1月よりそれまでの6地区から市内全域に拡大される予定)

規制強化の限界

- 政令指定都市20市のうち、仙台市及び浜松市を除く **18市**が路上喫煙に関する条例において罰則規定を設けている。
(令和2年12月9日大阪市路上喫煙対策委員会による。なお、18市の罰則規定はいずれも過料として設定。)

⇒ 福岡市は条例において「2万円以下」の過料を規定しているものの、これまで適用実績は1件もなく、具体的な過料金額についても設定していない。

※1 福岡市以外の17市においては、10市が1,000円、7市が2,000円の過料金額をそれぞれ定めている。

※2 他都市の主な過料件数については、東京都千代田区が5,687件、大阪市が3,617件、神戸市が880件、京都市が277件。 ※いずれも令和5年度



歩行喫煙の防止については、モラル・マナー推進指導員による指導により、大半はその場で改善が見られることや、路上禁煙地区における歩行喫煙率が減少していることから、引き続き、巡回指導及び広報、啓発に努めていきたいと考えている。 ※ 令和5年9月20日決算特別委員会における答弁より引用

市民局長 ↑ **過料の徴収を行うことに消極的姿勢を示す**

⇒ 巡回指導の対象や効果が極めて限定的であることや、歩行喫煙率が路上喫煙の実態のごく一部しか反映していないこと(P.4参照)などを踏まえると、過料の徴収を行わない理由としては弱いと指摘せざるを得ない。

⇒ **しかしながら、過料の徴収を行えば万事解決というわけにもいかない…**

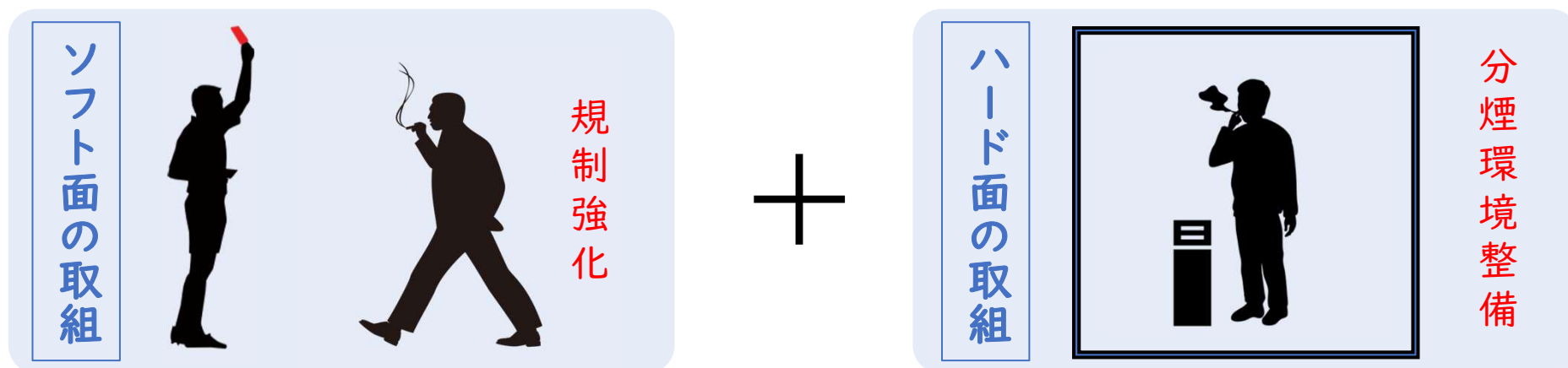
！ 過料制度の限界 ！

- 過料の確実な徴収のためには、巡回指導等に要する相応のコストが発生する。
- 納付書による納付の収納率が低いこと、過料金額が高額ではない（実際に具体的な過料金額を定めている政令指定都市では1,000円～2,000円）ため、滞納処分を行うことが実質的に困難であること、後日納付を希望する違反者が虚偽の情報（住所・氏名等）を申告すること等により徴収を逃れるおそれがあることといった過料制度自体が持つ限界が指摘されている。

⇒ 罰則（過料）は万能ではないため、路上喫煙を根絶するためには分煙環境の徹底的な整備も不可欠

(1) 取組の趣旨・考え方

- 条例の改正や路上禁煙地区の市内全域への拡大等により、路上喫煙に対する規制を強化することは必要であるが、取り締まりに要するコストや過料制度の限界等を踏まえると、規制のみで路上喫煙を根絶することは困難。
- ⇒ 実効性確保の観点からは、規制強化というソフト面の取組と並行して、分煙環境の徹底的な整備というハード面の取組を行うことが不可欠



- 規制強化に際しては、たばこの火による人体等への危害や望まない受動喫煙を防止する観点から実効性ある取組を進めることが求められているが、同時に、喫煙行為そのものが法令で規制されていないことから、たばこを吸う権利を尊重する必要があることにも留意が必要。
- ⇒ たばこを吸う人も吸わない人も、「誰もが住みやすく、住み続けたいと思えるまち 福岡市」の実現に向けて、バランス感覚をもって路上喫煙の根絶に取り組むことが重要



(2) 具体的な取組内容

① 実態把握調査

- 路上喫煙に関する市民の意識調査の実施
(市内在住の20歳以上の者から喫煙者及び非喫煙者をそれぞれ必要な一定数を抽出して調査)

主な調査項目

市内の路上喫煙の実態

(喫煙するたばこの種類／路上喫煙の場所・時間帯・回数・一回当たりの時間／吸い殻の扱い など)

路上喫煙に対する意識

(路上喫煙を気にするか否か／気にする場合はどのような点が気になるか など)

現在の福岡市のルールの認知状況

(市内全域で路上禁煙の努力義務が課せられていること／路上禁煙地区が指定されていること など)

喫煙所の整備に対する意識

(喫煙所整備の必要性の認識／整備を希望する場所／整備を希望する理由 など)

路上喫煙根絶のための取組に関する考え

(効果的な取組の内容 など)

(2) 具体的な取組内容

② 公衆喫煙所の整備

Step
01

福岡市による公衆喫煙所の整備

- ・ 実態把握調査の結果（設置希望場所）を踏まえて喫煙所を設置
- ・ 受動喫煙防止及び吸い殻のポイ捨て防止の観点から設置場所を検討

Step
02

民間事業者等による公衆喫煙所の整備

- ・ 喫煙所の整備に対する支援 など（⇒詳細はP.13へ）

Step
03

公衆喫煙所としての指定

- ・ 既存の喫煙所について公衆喫煙所としての協力を依頼



❗ 喫煙所整備のポイント ❗

- たばこの煙の流出を防止するための基準を満たしている必要がある。
（単にパーテーション等で空間を仕切っただけの喫煙所では不十分）
- 設置場所については、周辺施設の種類や人通りの多さなども含めた様々な観点から検討を行う必要がある。また、喫煙所の設置にあたっては、地域住民等の理解を十分に得る必要がある。
- 分煙施設に別の機能（防災機能など）を備えるなど費用対効果の観点にも留意する。

(2) 具体的な取組内容

③ 喫煙所マップの作成等

Step 01 喫煙所の設置状況等の確認・調査

- ・ 各施設における喫煙所の有無
- ・ 「喫煙所マップ」への掲載の意向
- ・ たばこの煙の流出を防止するための基準を満たしているか など



Step 02 「喫煙所マップ」の作成

- ・ 紙媒体（携行可能なサイズの冊子）と電子媒体（HP掲載やアプリ等）の作成
- ・ 多言語対応（日本語／英語／中国語／韓国語／その他必要な言語）
- ・ 作成後の定期的な情報更新 など

（参考）東京都千代田区の「喫煙所マップ」 【発行・編集】千代田区／【制作】株式会社ゼンリン／【印刷】株式会社ゼンリンプリテックス

紙媒体



タテ約18cm

ヨコ約13cm



↑（外面）主要エリアの拡大版マップ

↑（内面）区内全域の喫煙所マップ

電子媒体



↑エリアごとに日本語版及び英語版の喫煙所マップのほか、喫煙所の一覧表も掲載

(2) 具体的な取組内容

④ 分煙対策への協力インセンティブ付与

(a) 喫煙所の整備に係る補助金助成

(例) 東京都千代田区の補助メニュー（令和6年1月末現在）

設置補助	上限	700万円	維持管理 (保守管理等)	上限月額	22万円
	補助率	100%		上限年額	264万円
	助成期間	1回限り		補助率 (賃料等)	100%
維持管理 (地域共生)	上限	200万円		補助率 (その他)	5分の4
	補助率	100%		助成期間	1年間
	申請回数	1回限り			
更新費用	上限	300万円			
	補助率	100%			
	助成期間	1助成期間につき1回			

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
新規	0	1	2	2	1	2	8	8	2	4	13	14	16	13	9
累計	0	1	3	5	6	8	16	24	26	30	43	57	73	86	95
閉店			1	1			5	4	1		2	1	1		

運営中 79
閉店数 16

(b) 分煙対策協力企業等の表彰、優遇措置等

(3) 財源

「地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について」（令和6年4月1日総務省自治税務局長通知）

- 下記の事項を踏まえ、地方たばこ税の活用も含め、分煙施設の整備を積極的に進めていただくよう願います。
 - ① 分煙施設整備の意義等
 - ・ 健康増進法による規制が配慮義務にとどめられている屋外や路上等での喫煙が増える中、受動喫煙の増加や吸い殻の廃棄による環境悪化が懸念される状況があり、これらを防止するために、駅前・商店街・公園などの場所において、地方公共団体だけでなく民間事業者等によるものも含めて分煙施設の整備を進めていくことが有効であると考えられる。
 - ② 民間事業者等への助成制度の創設
 - ③ 適切な予算の確保及び執行
 - ④ 整備方針の策定及び分煙施設の整備状況等の調査の実施

福岡市も市たばこ税 = 約 **132 億円**（令和5年度決算）を活用して

「誰もが住みやすく、住み続けたいと思えるまち 福岡市」の実現に向けて、

分煙環境の徹底的な整備を進める必要がある

参考資料

○ 他自治体における分煙環境の整備事例（※１）

（※１）総務省公表資料「分煙施設整備の事例集」から一部抜粋

○ 今期の福岡市議会における路上喫煙対策に関する主な質問

○ 受動喫煙による健康影響（※２）

○ 無煙たばこ・電子たばこ・電気加熱式たばこの健康影響（※２）

（※２）厚生労働省公表資料「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」を基に作成

○ 「令和４年度 路上喫煙に関するインターネットアンケート調査」 （大阪府大阪市）

他自治体における分煙環境の整備事例

(※) 総務省公表資料「分煙施設整備の事例集」から一部抜粋

市街地での整備事例 3

台東区（東京都）

区として、屋外における分煙の促進とたばこのポイ捨て等の防止のために、公衆喫煙所整備を推進している中で、近隣住民からの要望もあり、公園内での子ども及び保護者の受動喫煙防止等のために分煙施設を整備。

（ 外 観 ）

（ 内 観 ）

【金竜公園内】



【隅田公園内】



(出所)『台東区公衆喫煙環境の整備指針』(令和4年3月)、区への聞き取りにより作成。

他自治体における分煙環境の整備事例

(※) 総務省公表資料「分煙施設整備の事例集」から一部抜粋

市街地での整備事例 4

武蔵野市（東京都）

改正健康増進法施行に伴い、駅前周辺エリアの喫煙可能な場所が限定されることになり、まちの環境美化への影響と受動喫煙の増加が懸念されることから、路上禁煙地区内の路上喫煙や吸い殻のポイ捨てを改善し、受動喫煙防止を進めるため分煙施設を整備。

【三鷹駅北口】



- ・喫煙トレーラーハウスは屋外に設置でき、けん引可動式のため設置場所が変更可能。
- ・普段は人の集まりが少ないが、イベント等の開催時には人が多く集まることが想定される場所に移動させて活用することが可能。

(出所) 武蔵野市HPや市への聞き取りにより作成

【吉祥寺駅】



【武蔵境駅】



他自治体における分煙環境の整備事例

(※) 総務省公表資料「分煙施設整備の事例集」から一部抜粋

市街地での整備事例 5

新宿区（東京都）

改正健康増進法施行により屋内が原則禁煙となったことで、公園内での喫煙者が増加したため、公園利用者の受動喫煙防止のため分煙施設を再整備。

避難場所に指定されている公園でもあるため、防災機能（パーテーションの外壁と内壁に防災に関するメッセージを掲出、防災倉庫を設け、災害用トイレで使うトイレットペーパーを保管）を備えた形で整備。

【新宿中央公園】



（出所）区への聞き取りにより作成。

他自治体における分煙環境の整備事例

(※) 総務省公表資料「分煙施設整備の事例集」から一部抜粋

市街地での整備事例 6 名古屋市（愛知県）

屋外分煙施設の普及を図り、屋外の分煙対策を推進することで、望まない受動喫煙を減らし、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、市民の健康で快適な生活の維持を図るため、民間事業者による屋外分煙施設の設置に対して助成事業を実施。

2 助成事業の概要

区 分	内 容
助成対象者	● 名古屋市内の土地又は建物を所有若しくは使用する事業者又は団体（以下「事業者等」といいます。）
対象施設	● 施設の全部の場所を喫煙する場所とする屋外の分煙施設
設置場所	● 設置場所が名古屋市内であること。ただし、国、独立行政法人及び地方公共団体が所有する場所並びに健康増進法に定める第一種施設に該当する場所を除く。
助成対象経費	● パーティション、コンテナの購入、設置・改修等に係る経費 ● 屋外分煙施設と併せて設置することが必要であると認められる、防犯カメラ等附属物の購入、設置等に係る経費 ● 屋外分煙施設の管理に必要であると認められる、清掃中であることを示す看板、ゴミ箱等の備品購入経費
助成率等	● 助成率 10分の10 ● 限度額 300万円 ● 予算の範囲内で助成



(出所) 名古屋市HP、「名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業の手引き」より作成

他自治体における分煙環境の整備事例

(※) 総務省公表資料「分煙施設整備の事例集」から一部抜粋

市街地での整備事例 7

大阪市（大阪府）

民間事業者による喫煙所の整備等を促進し、喫煙者と非喫煙者の共存できる喫煙環境の整備を図り、市民等の安心、安全及び快適な生活環境の確保を行うため、喫煙所の設置等に係る経費を補助。

報道発表資料 万博開催に向けた環境整備 ～市内全域での路上喫煙禁止～

大阪市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、健康、防火、防災、まちの美化の観点から、6か所の「路上喫煙禁止地区」を指定するなど路上喫煙対策の取組を推進しています。

こうした中、2025年日本国際博覧会の開催を契機に国内外から多くの観光客が大阪に訪れることから、国際観光都市大阪の更なるイメージアップにつなげるため、令和7年1月の市内全域での路上喫煙禁止実施に向け取組を進めています。

この「市内全域における路上喫煙禁止」の実効性を確保するため、民間事業者との連携も図りながら、公設と併せて民間事業者が整備する喫煙所を指定喫煙所として指定し、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境の整備を令和5・6年度の2か年度で進めます。

1 喫煙所整備

路上喫煙対策委員会のご意見等も踏まえ、喫煙所設置基準等を策定のうえで、各区役所と連携し、駅周辺など人の集まる所を中心に市有地や民間事業者の土地で公設喫煙所の整備を進めます。

- 令和5年度整備予定 40か所（6億5,000万円）

2 補助制度の創設

たばこ販売事業者等をはじめ関連事業者への協力を働きかけ、民間事業者との連携により指定喫煙所の整備を促進するため、喫煙所の新設や改修等に対する補助を新設します。

- 令和5年度補助予定 新設 20か所（2億6,500万円）、
改修 10か所（3,200万円）

【令和5年度予算額 9億4,700万円】新規

補助制度を活用した最初の大阪市指定喫煙所



喫煙所内部



喫煙所入口

（出所）大阪市HPより作成

他自治体における分煙環境の整備事例

(※) 総務省公表資料「分煙施設整備の事例集」から一部抜粋

市街地での整備事例 8

熊本市（熊本県）

受動喫煙のない安全で快適な都市環境を形成することを目的として、中心市街地で新たに誰もが利用できる分煙施設を設置する場合、その設置費用を助成。

熊本市中心市街地の事業者の皆さま

分煙施設設置費用 の助成を受けませんか!!

対象経費
1,000万円まで
全額助成します!
※パーテーション型は
600万円まで



受動喫煙のない街に
していきたい!

助成対象	対象経費	決定方法
対象区域内に 土地又は建物 を所有若しく は使用する者	工事費、設計費 備品・機械装置 費等の全額	お問合せ・申込み から、審査後に助 成対象を決定。 ※裏面も記載有

熊本市 生活安全課 096-328-2397

募集期間	対象区域
令和5年4月3日(月) ～12月28日(木)	
第1期 令和5年4月中 第2期 令和5年5月中 第3期 令和5年6月中 ⋮ 第8期 令和5年11月中 第9期 令和5年12月中	

手続きの流れ ※予算額に達した場合は、募集終了となります。

1 申込み 審査後、助成対象決定	2 交付申請書の提出	3 審査・交付決定!
4 工事契約・発注・施行 →工事完了	5 実績報告	6 助成額の確定 助成金交付

設置要件

- ✓ 施設の床面積が車いすが回転できる **2.25m以上**
- ✓ **誰もが利用できる**
- ✓ 1日8時間以上かつ週5日以上運営
- ✓ 出入口に、喫煙可能とわかるよう掲示
- ✓ 5年間の継続運営
- ✓ 法令等の基準を満たす・公序良俗に違反しない
- ✓ 設置について、あらかじめ商店街等に周知

お問合せ・ご相談は

熊本市 生活安全課

※詳しくは
HPをご確認ください。

☎ 096-328-2397
✉ shiminseikatsuanzen
@city.kumamoto.lg.jp



(出所)熊本市HPより作成

○32番（大石修二）

（前略）次に、たばこの分煙対策、受動喫煙対策についてお尋ねをいたします。厚生労働省の令和4年国民生活基礎調査によりますと、平成13年と令和4年の喫煙者の割合は、男性は48.4%から25.4%へと、また、女性は14.0%から7.7%へと、いずれも減少傾向が続いていることが分かります。福岡市においては、喫煙率は全国と比較してどうなっているのでしょうか。また、政令市の中ではどうなっているのか、お示しをください。

○保健医療局長（藤田三貴）

福岡市における喫煙率につきましては、令和4年国民生活基礎調査によりますと、男性が25.3%、女性が7.6%となっており、男女ともに全国とほぼ同程度の水準となっております。また、政令市の中では、高いほうから男性は6番目、女性は9番目となっております。以上でございます。

○32番（大石修二）

福岡市では、議員提案条例として平成14年に人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例、いわゆるモラル・マナー条例が制定をされております。この条例が制定された背景については、当時の福岡市議会の議事録を確認しますと、議会側から条例案の背景として、かねがね市民から自転車の放置、ピンクチラシ等の氾濫に対する改善などの切実な願いが寄せられており、これらの諸問題を取り上げ、市民に快適な生活環境づくりを目指してきたこと、しかしながら、市民のモラルの低下やマナーの欠如などにより、生活環境の改善の効果は上がっておらず、むしろ目を覆うものがあること、そこで、改めて市民に自分たちのまちは自分たちでつくるという住民の精神に立ち返る契機として条例案を提案したという条例の提案趣旨の説明が行われております。このモラル・マナー条例の施行後に本市は路上喫煙対策としてどのような取組を行ってきたのか、お示しください。

○市民局長（舟越伸一）

条例施行後の取組ですが、モラル・マナー推進指導員による巡回指導や喫煙禁止を周知するスピーカー放送、路面標示、街頭ポスターや街路灯バナーの掲出、また、市政だより、ラジオ放送やデジタルサイネージ、地下鉄駅構内放送などの広報、啓発を実施しております。以上でございます。

○32番（大石修二）

条例施行から21年が経過しましたが、当時と現在の福岡市の歩行喫煙率など比較してどうか、御所見をお聞かせください。

○市民局長（舟越伸一）

歩行喫煙率で比較をしますと、条例施行前の平成15年度の3.09%から令和5年度は0.03%と改善をしております。以上でございます。

○32番（大石修二）

今御答弁にもありましたけども、路上喫煙防止対策として本市が様々な取組を行ってきた結果、確かに路上禁煙地区での歩行中や自転車に乗車中の喫煙は減少しているとの実感はあります。しかし、立ち止まっただけの路上喫煙などは条例において禁止はされておらず、他都市、北九州市などは禁止地区での喫煙そのものが禁止になっておりますけども、やはりまだまだ喫煙マナーを守らない人がいることも事実であります。市政アンケート調査によりますと、たばこのポイ捨てに関するマナーの問いに対して、悪い、またはどちらかという悪いと回答した市民の割合は平成26年度が69.9%、そして、令和5年度が53.2%となっている状況であります。たばこのポイ捨てに関して、市民意識においては改善をしてきてはおりますけども、それでも福岡市民の半数以上の方がたばこのポイ捨てに対して不信感を持っているということになる結果であります。調査結果から言えることは、福岡市における喫煙マナーの改善はまだ道半ばと言わざるを得ないということであり、この状況についてはどのような所感をお持ちか、お答えをいただければと思います。

（↓次頁へ続く↓）

（↓前頁から続く↓）

○市民局長（舟越伸一）

議員御指摘のとおり、たばこのポイ捨てについて不満足とする市民の割合は減少傾向にあるものの、依然、半数以上の市民が不満足としておりまして、引き続きたばこのポイ捨て対策を含め、効果的な路上喫煙対策を進めていく必要があると認識をしております。以上です。

○32番（大石修二）

路上禁煙地区ということ指定をしているエリアでは、やはり喫煙そのものを禁止するべきではないかと思います。現状では、灰皿を持っていて、立ち止まって喫煙をすれば、そのこと自体は問題ない状況になっております。路上禁煙地区では喫煙をしない、これが基本的な考え方かと思いますが、御所見をお聞かせください。

○市民局長（舟越伸一）

条例第20条第3項で、路上禁煙地区においては、歩行中または自転車に乗車中に喫煙してはならないと規定されており、喫煙行為そのものは規制の対象となっておりますが、現状、禁煙地区内で立ち止まって喫煙をする方にも、歩行者など周囲の方へのたばこの火による危害を防止する観点から禁煙の協力をお願いしているところでございます。以上でございます。

○32番（大石修二）

次に、外国人観光客についてでありますけれども、近年ではコロナが起こる前の状況に復調しつつあり、そういった意味では外国人観光客に対する喫煙マナーの啓発も重要ではないかと考えております。具体的に、外国人観光客に対しては喫煙場所や路上禁煙地区など、どのような方法で周知をしているのか、十分に周知はできているのか、また、市民からのクレーム等は発生していないのか、お示しをください。

○市民局長（舟越伸一）

外国人観光客への周知につきましては、路上禁煙地区において、喫煙禁止を周知するスピーカー放送や路面標示を多言語で行っております。また、モラル・マナー推進指導員が巡回する際に、外国人にも分かりやすい喫煙禁止プレートを掲げるなど周知に努めております。そのほか、啓発動画を多言語で作成し、外国人観光客向け観光情報サイトのほか、交通拠点などで発信をしております。市民意見につきましては、路上禁煙地区において外国人が喫煙しているといった御意見が寄せられておりまして、さらなる周知に取り組む必要があると考えております。以上です。

○32番（大石修二）

ところで、周囲の人がやけどを負うなどの危険を及ぼすおそれがある紙巻きたばこに対し、加熱式たばこについてはやけどなどの危険はありませんが、路上禁煙地区においては規制の対象になっているのか、お尋ねをいたします。

○市民局長（舟越伸一） 加熱式たばこにつきましては、規制の対象となっております。以上でございます。

○32番（大石修二）

先ほどからお尋ねをしておりますけれども、本市のモラル・マナー条例についてありますが、内容を見ますと、どちらかというと受動喫煙、たばこの煙よりもやけど、火の対策に重点を置いた条例になっているようであります。今の御答弁にもありましたけれども、加熱式たばこについては火を使っていないので、やけどをしないということで、禁煙地区での規制対象から外れております。

（↓次頁へ続く↓）

（↓前頁から続く↓）

一方で、条例制定後の本市の積極的な取組によりまして路上喫煙は大きく減少しているところであり、条例制定の成果が出ているかと評価をしたいと思います。しかし、条例制定当時と比較すると、現在では受動喫煙が大きな問題となっており、健康対策の面からも重要となっております。そこでお尋ねいたしますが、平成30年に健康増進法が改正されております。この法改正の背景、改正の内容、さらには改正後の本市の取組はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○保健医療局長（藤田三貴）

健康増進法改正の背景につきましては、改正以前は飲食店や職場、公共施設などにおいて受動喫煙防止対策が十分とは言えない状況でありましたが、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックなどの国際的なスポーツ大会が契機となり、受動喫煙防止対策の強化を図ることとなったものでございます。この改正により、学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎などの第一種施設は原則敷地内禁煙、飲食店、事業所などの多くの人が利用する第二種施設は原則屋内禁煙となっております。また、屋外においても、受動喫煙を生じさせることのないよう周囲の状況に配慮しなければならないとされたところでございます。法改正に伴う福岡市の取組といたしましては、専用サイト等による広報、啓発の実施や、市民から寄せられる通報や相談への対応、第一種、第二種施設に対する適切な運用のための指導のほか、禁煙支援として禁煙外来の受診ができる医療機関を掲載したマップの作成などを行っております。以上でございます。

○32番（大石修二）

今御答弁をいただきましたけれども、健康増進法の改正により屋内が禁煙となった結果、屋外で喫煙をする人が増えたのではないかと懸念をしておりますし、実際に増加したのではないのでしょうか。九州の玄関口であるJR博多駅筑紫口そばに喫煙者が集まる場所があります。そのエリアは路上禁煙地区に指定をされている場所でもあります。資料の2を投影していただきたいと思います。（資料投影）この写真は、筑紫口に向かって右側にホテルがありますけれども、その横になります。座り込んでたばこを吸う人が多いところですね。資料3を投影してください。（資料投影）この写真は、筑紫口に向かって左側のパチンコ店の隣にあるところです。ここは禁煙呼びかけのビラも貼ってありまして、市が設置したスピーカーから禁煙の呼びかけをされている場所でもあります。しかし、実際には路上禁煙地区に喫煙者が数多くいる、このような現実があります。この現実をどう考えるのか、御所見をお聞かせください。

○市民局長（舟越伸一）

九州の玄関口であります博多駅、その近辺の路上禁煙地区において喫煙者が多くいるという状況は大きな課題であると認識をしております、喫煙対策の強化が必要であるものと考えております。以上でございます。

○32番（大石修二）

JR博多駅の筑紫口にはきちんとした喫煙場所がありませんし、禁煙表示と喫煙禁止地区の音声マイクから流れているだけであります。やはり本市の対策が急務であることを指摘しておきたいと思います。

次に、路上禁煙地区内における公園の取扱いについてお尋ねをいたします。なぜ路上禁煙地区内でも公園は喫煙禁止の対象外になっているのでしょうか。私もなぜなのか、調べてみました。この条例は議員提案で制定されましたが、条例を制定するに当たって先進地を参考にしたいとのことで、当時からたばこ問題の先進都市であった東京都の千代田区へ調査に行ったようであります。その当時は千代田区も公園を禁煙地区に指定していなかったということでありました。その千代田区を参考にすることで、影響を受けたといいますか、そのことで福岡市の条例も公園が外れているのではないかなというふうに考えております。

（↓次頁へ続く↓）

（↓前頁から続く↓）

しかし、現在の千代田区の条例は公園を禁煙地区としておりますし、路上喫煙の条例を制定している自治体ではほとんどが公園を禁止地区に指定しております。この際、福岡市のモラル・マナー条例の見直しを行い、さきに指摘をした加熱式たばこの規制、そして、きちんと公園を喫煙禁止地区に指定することなどを入れ込んだ条例の改正を行うべきであります。議員提案条例ということで、当局からは答弁がしにくいということもあるかと思いますが、頑張ってお答えいただけたらと思います。

○市民局長（舟越伸一）

人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例、いわゆるモラル・マナー条例につきましては、議員御指摘のとおり、千代田区を参考に制定されたものと認識しております。また、その後の健康増進法の改正など、喫煙をめぐる社会状況は大きく変わってきているものと認識しております。以上でございます。

○32番（大石修二）

今御答弁いただきましたけれども、現モラル・マナー条例につきましては議員提案の条例ということで、当局では具体的な条例の改正について踏み込むことに対しては厳しいというふうに感じました。実際に即した具体的な条例の改正については、議会においてしっかり議論をして取り組んでいきたい、このように考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。次に、先日市民の皆さんから公園での喫煙に関する相談といいますが、クレームがありました。多分私だけではなく、ほかの議員にも相当数相談が寄せられているかというふうに思います。私に寄せられた具体的な御相談は、警固公園の受動喫煙対策についてでありました。天神の中心、一等地であり、多くの市民が集う公園内でたばこががんがん吸われていて、喫煙場所は低い樹木で囲まれているけれども、喫煙場所の周辺何十メートルはたばこで汚染され、子どもたちを含め、喫煙場所の近くを通ることもできません。このことに対して、なぜ福岡市が対策を取らないのですか、もっと真剣に考えていただきたい。大変厳しい御要望でありました。資料4を投影してください。（資料投影）これは先日の警固公園を撮影した写真であります。写真のとおり、私が現場に行ったときもびっくりするぐらいの多くの人が喫煙場所の中であったり、中から外れて喫煙場所の周辺で喫煙をしていました。これは樹木の中が喫煙場所なんですね。箱も何もありません。低木というか、低い樹木で囲ってあるだけです。資料5を投影してください。（資料投影）私も確認をしましたけれども、確かに喫煙場所の周辺がたばこの臭いで極めて残念な状況になっておりまして、さらには周辺にたばこの吸い殻も捨てられていたり、最悪の受動喫煙状態になっていることが分かりました。この警固公園の受動喫煙問題に関して、市民の皆様からクレームや要望、意見などは本市にどれだけ寄せられているのでしょうか、お示しをください。

○住宅都市局長（中村健児）

警固公園の喫煙に関する市民からの要望等につきましては、件数の把握が可能な市のホームページを通して直接寄せられた件数で申し上げますと、令和5年度が5件、6年度が8月末時点で2件でございます。以上でございます。

○32番（大石修二）

今、警固公園の喫煙問題に対しての市民意見、要望の数をお尋ねしましたけれども、令和5年度が5件、6年度が8月までに2件とありました。一見少ない数字ですけども、ただ、この数字は市のホームページに寄せられた数字であります。我々議員の下にはこれ以外にも市民からの意見が寄せられておりますし、旧ツイッター、現在のXでも、それはそれは厳しい意見が数多く寄せられております。

幾つか紹介してみますと、福岡市内でたばこのポイ捨て集める動画見たけど、警固公園と筑紫口付近はまじでポイ捨てが多いよなとか、警固公園はたばこ臭いから嫌いなど多くの否定的な意見が寄せられております。さきの5件と2件という市民意見だけではなく、当局に届いていない、拾い上げられていないだけだろうと思っています。（↓次頁へ続く↓）

（↓前頁から続く↓）

市としては、御意見はホームページなどにお寄せくださいということかもしれませんが、警固公園の喫煙問題については、逆に市のほうからどのような市民意見があるのか、情報収集を積極的に行ってほしいと思います。いかがでしょうか、御所見をお聞かせください。

○住宅都市局長（中村健児）

公園の管理運営に当たり、市民意見を把握することは重要であると認識をしております。今後とも様々な方法を活用して市民意見の把握に努めてまいります。以上でございます。

○32番（大石修二）

これまで公園での喫煙問題や受動喫煙対策など警固公園を中心にお尋ねをしましたが、このような状況を考えますと、ここはもう公営の、公設の喫煙場所の整備が必要になっているのではないのでしょうか。受動喫煙対策について、もっと踏み込んだ取組が必要ではないかと考えております。そこでお尋ねいたしますが、本市において公設の喫煙場所は幾つあるのか、さらには民間が設置した喫煙所の数は幾つあり、どのような管理運営が行われているのか、お示しをいただきたいと思います。

○保健医療局長（藤田三貴）

民間が設置する喫煙所の数につきましては把握をいたしておりませんが、市の関連施設につきましては、令和6年7月に行った調査によりますと、208の施設で喫煙所を設置いたしております。以上でございます。

○32番（大石修二） 本市が把握できている喫煙ができる場所の中で公園は何か所あるのか、お示してください。

○住宅都市局長（中村健児） 喫煙所を設置しているのは18公園でございます。以上でございます。

○32番（大石修二）

先ほど御答弁いただきましたけれども、民間の喫煙場所までは把握できていないということでもございました。福岡市内全域でどれだけの喫煙場所があり、どこのエリアに喫煙場所があるのか、喫煙する人たちはこのような情報がいち早く欲しいかと思います。

市内の喫煙場所の調査を行って、全体を早急に把握し、例えばでありますけれども、喫煙所マップや喫煙所アプリを作成するなどの対策が必要ではないかと思いますが、御所見をお聞かせください。

○保健医療局長（藤田三貴）

喫煙所マップ等の作成に当たりましては、民間を含む各施設における喫煙所の有無や掲載の意向確認、受動喫煙防止に関する基準を満たしているかの調査確認など様々な課題がございますが、今後、他都市の取組状況を参考にしながら、関係局とともに、その在り方を検討してまいります。以上でございます。

○32番（大石修二） 将来的にも実際にたばこを吸う人、喫煙者がなくなることはないかと思います。そうであれば、たばこを吸う人と吸わない人の共存を図るための対策は必須であり、受動喫煙、分煙対策への取組の充実はなるべく早期に行う必要があるかと思います。

他都市ですけれども、大阪市では禁煙地区を市内全域に拡大することが打ち出され、その実効性の確保には喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境の整備が必要として、民間の喫煙所設置に対して補助金を出すようであります。（↓次頁へ続く↓）

（↓前頁から続く↓）

また、大阪市では、分煙の環境整備としまして喫煙コンテナというものも設置しており、大変に優れた施設のようであります。この喫煙コンテナは複数台一括導入して、リース契約を結ぶことで経費の節約にもなったということでありました。本市におきましても、現在の路上禁煙地区の区域が今のままで十分なのかという観点も踏まえ、きちんとした喫煙場所を整備し、受動喫煙対策、分煙対策の徹底強化を図るべきではないでしょうか、御所見をお聞かせください。

○市民局長（舟越伸一）

人流の活発化による国内外からの来訪者の増加や健康増進法の改正など、喫煙をめぐる社会状況は大きく変化していることを踏まえ、市内の路上喫煙の実態や市民のニーズを把握し、禁煙区域の見直しや喫煙所の整備を含め、効果的な喫煙対策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○32番（大石修二）

福岡市がアジアのリーダー都市、世界の福岡市を目指していくのであれば、現状のたばこ対策では絶対に駄目であります。もっと積極的に、もっと厳しく受動喫煙対策と分煙対策を徹底して行い、たばこを吸う人も吸わない人も全市民が誇れるまちになってほしいと考えますが、高島市長の決意をお聞かせください。

○市長（高島宗一郎）

住みたいまち、訪れたいまち、働きたいまちとして選ばれている福岡市がさらに魅力を高めていくためには、安全、安心で快適に過ごせるまちづくりが重要であると考えています。このため、福岡市では歩きたばこゼロのまちに向けた取組を進めてきたところでございますが、コロナ禍が明け、国内外から多くの人々が訪れ、また、屋内喫煙を禁じる法改正などによって屋外での喫煙が目立つようになるなど、たばこを取り巻く環境は大きく変化を感じています。九州・アジアの玄関口として、そして、たばこを吸う人も吸わない人も全ての市民が誇れるまちになるよう、大石議員御指摘のとおり、モラル・マナーの向上や必要な受動喫煙防止対策にしっかりと取り組んでまいります。以上です。

令和6年第1回定例会 3月25日 条例予算特別委員会・総会質疑（大沢めぐみ議員）

○大沢委員

日本維新の会福岡市議団を代表し、受動喫煙防止に向けた喫煙所設置促進について、公園のナイター利用について、以上2問を質問する。受動喫煙に関しては、平成30年に健康増進法が改正され、令和2年に全面施行されたことで、市内事業者における受動喫煙防止の取組が進んだ。初めに、改正健康増進法によって受動喫煙のルールがどのように変わったのか、また、本市の法改正以降の取組について尋ねる。

△保健医療局長

健康増進法の一部改正により、学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎など、第一種施設は原則敷地内禁煙、第一種施設以外の飲食店、事業所などの多くの人が利用する施設は原則屋内禁煙となり、喫煙を認める場合には喫煙室などの設置が必要とされたところである。市の取組としては、専用サイト等による広報、啓発の実施のほか、禁煙外来の受診ができる医療機関を掲載したマップの作成や、第一種施設や飲食店などに対する健康増進法の改正内容の周知徹底、市民から寄せられる通報や相談への対応、喫煙可能室を設ける場合の届出の受付などを行っている。

○大沢委員

続いて、受動喫煙防止や禁煙支援などの対策に係る令和6年度予算額及び主な取組内容、予算配分について示されたい。

△保健医療局長

受動喫煙防止などに係る令和6年度予算は1,405万円余であり、市民などから寄せられる通報、相談への対応や専用サイトの運営、広報等に係る委託費用として1,355万円余、啓発物の作成費用として50万円を計上している。

○大沢委員

それでは、取組の成果や今後の課題について、どのように認識しているのか。そして予算額は、成果や課題をどのように反映しているのかも示されたい。

△保健医療局長 成果としては、市民の健康づくりに関するアンケート調査によると、受動喫煙の機会がある人の割合は、平成24年度の58.5%から、令和2年度は47.1%に低下したところである。課題としては、現在も市民からの通報や苦情が一定数寄せられている状況であることから、引き続き、通報等があった際の現場確認や、さらなる広報、啓発のための経費を計上している。

○大沢委員 受動喫煙をなくしていくには、喫煙率を下げる、取り締まる、分煙施設、喫煙所の整備を進める、大きくこの3つになってくると思うが、答弁より、予算額は改正健康増進法に基づく通報、相談対応などの委託費と啓発に係るものであることが分かった。成果として、受動喫煙の機会は一定低下しているものの、47.1%というのはまだまだ高い数値であり、現状維持の取組では限界があるものと考え。ここで改正健康増進法による影響について振り返っていきたいと思う。本市の例でいえば、福岡市役所内の喫煙室、博多駅のホームにあった喫煙室、西鉄福岡天神駅構内の喫煙室などは、法改正を機に全て撤去された。日本たばこ産業の調査によると、西鉄福岡天神駅構内の喫煙室では、令和2年4月1日に廃止されるまで1日当たり約1万本のたばこが吸われていたそうである。これによって多くの喫煙者が吸う場所を失ったわけだが、周辺環境への影響について本市は把握をしているのか。

△保健医療局長 民間事業者により行われた喫煙所の廃止であり、周辺環境への影響については把握していない。

（↓前頁から続く↓）

○大沢委員

本市では何も把握していないとのことだが、この件に関しては民間事業者が行ったことであろうと、その影響は市として把握すべきである。そもそも、警固公園に喫煙者が集中したという苦情が多数あったことは過去に議会でも取り上げられている。喫煙所がなくなったら喫煙をしなくなるという単純な構造であるはずはなく、行き場をなくした喫煙者の一部は、路上喫煙や喫煙所からはみ出した場所での喫煙をしてしまい、望まない受動喫煙やたばこのポイ捨てを生み出してしまっていることは容易に想像できる。他都市においても喫煙所不足で意図せぬ受動喫煙やポイ捨てが増加するという事例が問題となっており、例えば埼玉県所沢市の所沢駅では、平成22年6月に指定喫煙所を撤去した際には、吸い殻のポイ捨てが約3.1倍に増加、さらに広範囲に広がることが確認され、特に近隣の公園における吸い殻のポイ捨て量の増加が目立つという結果になったそうである。自身の健康のためにも場所がないなら控えたほうがよいのではと思うのが本音ではあるが、喫煙者と非喫煙者は共生していかざるを得ない以上、課題解決のために本市は、今手つかずになってしまっている喫煙所の整備に踏み込んでいくべきではないか。たばこ対策の先進都市である東京都千代田区へ視察に行った際、今後、路上喫煙をなくしていくために何が必要かと聞いたところ、やはり喫煙所の設置促進をしていくしかない、現在はそのために設置目標を定めて取り組んでいるとの話であった。そこで尋ねるが、現在、市内に民間を含む誰でも利用できる公衆喫煙所は何か所あるのか。また、市営の喫煙所は幾つあるのか、把握しているか。

△保健医療局長

民間が設置する喫煙所の数については把握していないが、市の関連施設については、令和5年7月に行った調査によると209の施設で喫煙場所を設置している。

○大沢委員

本市においては公衆喫煙所の数を把握していないとのことであるが、現状の把握ができていなければ対策に入りようがないため、まずは現状の把握から願います。それでは、調査の上把握している209施設のうち、公園は何か所あるか。

△保健医療局長 都市公園では15か所ある。

○大沢委員

喫煙所を設置している公園は15か所とのことである。喫煙所の設置には賛否両論があるかと思うが、まず、市が主導して可能な限り市営の喫煙所を確保していくべきだと考える。その上で、場所として検討できるのは、公園あるいは一定の乗降客数のある駅前などになってくるのではないかと思う。ぜひとも喫煙所未設置の公園や、受動喫煙防止や周辺美化の観点から需要のありそうな駅前などの土地の精査を行ってもらいたいと要望しておく。また、本市はこのレベルに達していないが、千代田区をはじめ、全市を路上禁煙地区に指定予定の大阪市などでは、公営の喫煙所だけでは十分な場所の確保ができないため、民間喫煙所の設置に補助金を出す取組も行っている。行く行くはこのような施策も検討する必要があると思う。そして、喫煙所の設置には市民の理解が不可欠である。ここで確認しておきたいのは、喫煙所設置というところでどうしても喫煙者の要望のように聞こえるが、決してそのようなことはない。大阪府が屋外に分煙所の設置を進めることについて府民への意識調査を実施したところ、「進めるべき」、「たばこの煙が漏れない、人通りが少ないなど、一定の配慮があれば進めるべき」を合わせた回答が、喫煙者で77.9%、非喫煙者で85%となったそうである。私の元にも非喫煙者から、駅前広場の路上喫煙やポイ捨てがひどい、子どもたちにたばこの煙がかかってしまっていて受動喫煙が生じている、取締りの強化をしてもらいたいが、同時に喫煙所の設置も進めてもらいたいとの意見が届いている。このように、非喫煙者においても喫煙所設置のニーズは高まっているように思うが、まず、本市はそのような調査を行っているのか。

（↓次頁へ続く↓）

（↓前頁から続く↓）

△保健医療局長

市民への意識調査については、市民の健康づくりに関するアンケート調査において、喫煙習慣や受動喫煙の有無等については調査しているが、喫煙所に関する質問項目は現在設けていない。

○大沢委員

ぜひとも、今後のアンケートでは項目に加えてもらい、市民の意見を聞いてもらうようお願いする。また、少しでも喫煙所設置に理解を得やすくするために、例えば、東京都新宿区にある防災倉庫の機能が付与された喫煙所のように、喫煙場所以外の用途を持たせることが有効かと考える。あるいは、本市はアートに力を入れている都市でもある。例えば、東京都墨田区のように、喫煙所とアートをコラボさせるというやり方も考えられると思う。県内においても、黒崎駅前には西日本工業大学の学生と障がいのある人のアート作品をコラボして、喫煙スペースをリニューアルした事例がある。このように、喫煙所を単なる喫煙する場所とせず、防災機能やアート要素を持たせるなどの先進的な喫煙所をぜひ参考にしてもらいたい。そして、コスト面について、本市の市たばこ税は、およそ120億円あり、その全ては一般財源である。大阪市では、分煙環境の整備をはじめとする喫煙対策関連事業に市たばこ税を活用していくそうである。それでも額として大きくないことが課題であるようだが、納めた税金の使われ方として、喫煙者にとっては喫煙場所の確保ができ、非喫煙者にとっても受動喫煙を防止できる非常にフェアでよい形なのではないか。あるいは、公衆トイレの改修などの費用にも充てられている宿泊税も一考の価値があるのではないかと考える。さらには工夫次第で収益を生み出す場にてできる可能性も十分にある。できない理由を探すのではなく、どうやったらできるのか、ぜひとも知恵を絞ってもらうよう強く要望する。また、ここで、外国から来る人たちについても目を向けていきたいと思う。訪日外国人向け多言語旅行情報サイトが行った調査によると、たばこを吸う習慣がある回答者に対して、日本の喫煙できる場所は十分にあると思うかを尋ねたところ、少ないと思うが51.9%と半数を超える結果となり、また、海外の喫煙者を対象としたアンケート調査によると、日本旅行で困ったことについて、44.3%が喫煙できる場所の少なさ、分かりにくさを挙げているそうである。訪日外国人客が多く訪れる京都市では、市内19か所に公共喫煙所を整備して啓発活動を行った結果、ピーク時に6,794件あった路上喫煙に対する過料処分件数が、直近の令和4年度には358件に減少するなど、喫煙所の整備がまちの美観向上にもつながっている結果が得られたという事例もある。こういった観点からも、喫煙所整備の必要性は感じてもらえると思う。また、千代田区では区が民間のリサーチ会社に依頼して、独自に喫煙所マップを日本語版、英語版で作成しており、区内のどこで喫煙できるのかが分かりやすく示されていた。地元の人ですら、どこで吸ったらよいか分からないという話を聞くのに、外国から来る人たちにとっては、なおさら分かりづらいことは容易に想像できるため、本市においても、少なくとも、まず、現在路上禁煙地区である博多駅周辺及び天神、大名地区において作成を検討してもらえればと思うが、所見を尋ねる。

△保健医療局長

喫煙所マップの作成に当たっては、各施設における喫煙所の有無や掲載の意向の確認をはじめ、たばこの煙の流出を防止するための基準を満たしているかを調査、確認した上で掲載する必要があると考えており、作成後においても定期的な情報更新の方法など検討すべき課題があることから、その在り方について今後検討していく。

○大沢委員

市で作成しないのであれば、せめて民間で作成してもらえるような働きかけも含めて、ぜひともよろしく願います。いろいろと述べたが、路上喫煙や受動喫煙をなくしていくためには、喫煙所の設置を促進することが有効であり、他都市でも取組が進められているようであるため、本市もこのような取組、事例をぜひ参考にした上で、路上喫煙対策、受動喫煙対策に取り組んでももらいたいと考えるが、所見を尋ねる。

（↓次頁へ続く↓）

（↓前頁から続く↓）

△市民局長

路上喫煙対策については、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、海外からの観光客をはじめとして来訪者が増え、人流が活発化している状況を踏まえ、来訪者にも分かりやすい標示の整備や路上喫煙防止の広報、啓発の充実を図っていく。また、市内の路上喫煙の実態を把握し、喫煙所の整備を含め、効果的な路上喫煙対策について検討していきたいと考えている。

○大沢委員

前向きな答弁に感謝する。喫煙所整備という事業は、関係局が複数にまたがってくる複雑な話だと思うため、ぜひとも各局連携を取ってもらいながら、検討の上、実施に至るようお願いする。最後に、本市はアジアのリーダー都市を掲げ、あらゆる分野で他都市に先駆けたチャレンジを進めてもらっている。私はそんな本市を誇りに思っているが、こと受動喫煙や路上喫煙については対策が遅れていると言わざるを得ない。都市の価値を高めていく上で、安心、安全で美しいまちは大前提と言える要件であり、非常にもったいない状況だと思っている。ぜひとも市長の強いリーダーシップの下、今後は積極的な取組をお願いしたいと思うが、市長の所見を尋ね、この質問を終わる。

△市長

住みたいまち、訪れたいまち、働きたいまちとして選ばれている本市がさらに魅力を高めていくためには、安全で快適なまちづくりが重要であると考えている。このため、改正健康増進法に基づく受動喫煙対策によって健康被害を防ぐとともに、路上禁煙地区におけるモラル・マナー推進指導員による指導、啓発や、様々な媒体を活用した広報を行うなど、歩きたばこゼロのまちの実現に向けた取組を進めている。今後とも、望まない受動喫煙の防止に取り組むとともに、地域や事業者と一体となってモラル・マナー向上に取り組み、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていく。

○大沢委員　ぜひともよろしくお願いします。

○10番（阿部真之助）

（略）次に、路上喫煙対策について質問をいたします。人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例、通称モラル・マナー条例は、自分たちのまちは自分たちでつくるという住民自治の精神に立ち返り、市民及び事業者自ら歩行中の喫煙、そして、ポイ捨て防止等に対し、主体的にモラル・マナーの向上に取り組み、都市としての品格を保ち、安全で快適なまちをつくることを目的として、議員提案条例として平成14年12月に成立し、翌15年の8月から施行されています。このモラル・マナー条例では、市内全域での歩行中及び自転車乗車中の喫煙の禁止を努力義務として定め、さらに、この条例に基づき、周囲の人々が、特に小さな子どもがたばこの火でやけどを負うなどの被害を防止することを目的として、特に人通りの多い天神・大名地区及び博多駅周辺地区を路上禁煙地区に指定しているところです。まちなかでは、歩きたばこを以前と比較すれば見かけなくなったようにも感じていますけれども、それでもやはり、一部のマナーを守らない人たちがまちなかでたばこを吸っている現状はあるようです。特に公園ではたばこの吸い殻が散見され、一度、我々たばこを吸う議員で吸い殻拾いに行ってみようかとも考えたくらいです。私はたばこを吸う一人の市民ではありますが、まちなかなどでたばこがポイ捨てされているのを見ると、同じたばこを吸う者として情けなく思います。喫煙ルール、マナーを守らない一部の喫煙者の行為で、喫煙者全員に対しよくないイメージを抱かれることにもなりますので、ルールを守れない者には襟を正してもらわないといけないと思っています。条例が施行されてから20年が経過しています。この間、健康増進法の改正や外国人観光客をはじめとした来訪者の増加など、喫煙を取り巻く環境の変化もあり、たばこの火の危険防止だけでなく、受動喫煙やたばこのポイ捨てへの対応も含め、路上喫煙防止を考えていく必要があるのではないかと思っています。そこで、モラル・マナー条例施行以降、路上喫煙対策としてどのようなことに福岡市は取り組んできたのか、その成果と併せてお尋ねをいたします。また、たばこの吸い殻のポイ捨てに関する市民アンケートについて、10年前と比べて最新の令和5年度の市民アンケートの結果についても、お尋ねをいたします。

○市民局長（舟越伸一）

路上喫煙対策についての御質問にお答えをいたします。条例施行後の取組につきましては、モラル・マナー推進指導員による巡回指導や路面標示、街頭ポスターや街路灯バナーの掲出、また、市政だより、ラジオ放送やデジタルサイネージ、地下鉄駅構内放送などの広報、啓発を行っております。その結果、歩行喫煙率は条例施行前の平成15年度の3.09%から令和5年度は0.03%と改善をいたしております。次に、たばこのポイ捨てに関する市政アンケートの結果については、悪いまたはどちらかという悪いと回答された方の割合は平成26年度が69.9%、令和5年度が53.2%と16.7ポイント改善いたしております。以上でございます。

○10番（阿部真之助）

次に、路上喫煙対策についてです。そもそも福岡市では、喫煙者が減少していることもありますが、モラル・マナー条例に基づき、路上喫煙対策の取組が進んできたこともあり、一定の成果が出ていると思っています。私も歩きながらたばこを吸っている人をほとんど見かけないように思います。一方で、吸い殻のポイ捨てに対する市民の意識は改善しているとはいえ、まだ市民の半数以上は満足していないということであり、不快に思っている市民も多いとのこと。先ほども申し上げましたが、最近では外国人観光客が増えており、観光客のマナーアップも重要であります。観光客の中には、歩行中かどうかにかかわらず、路上でたばこを吸っている人を見かけるという話を聞くことがあります。路上での喫煙にしても、たばこのポイ捨てにしても、ルールやマナーを守らない人たちがいるのであれば、規制を強めていくことが必要だと考えています。しかしながら、望まない受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮されている限り、屋外でたばこを吸うことに法的な制約はないということも忘れてはなりません。健康増進法により公的な施設や屋内での喫煙が制限され、屋内ではほとんど吸える場所がなくなり、かといって屋外でたばこを吸える場所を見つけるのは愛煙家として一苦勞です。喫煙を取り巻く環境の変化に伴い、規制を強化するに際しては、たばこを吸う権利も尊重しながら、かつたばこを吸わない人に対して不快な思いを抱かせない、両方ともに納得できるような方策を考えていく必要があると思います。そのような環境整備を行っていくためには、たばこに課税されるたばこ税を活用してもいいのではないかとというよりも、活用すべきだと思っています。

（↓次頁へ続く↓）

（↓前頁から続く↓）

私は喫煙者なので、それなりにたばこ税も納めています。たばこ税は購入金額の約6割が税金となっています。1箱600円のたばこを購入した場合に360円が税金です。喫煙者として、たばこ税の納税者の一人として、たばこ税が喫煙者にきちっと還元されるような施策に取り組むべきではないかと思っています。そこで、福岡市における地方たばこ税の税収について、直近の決算額をお尋ねします。また、福岡市は政令市の中で地方たばこ税の税収が何番目に多いか、お尋ねをいたします。あわせて、地方たばこ税の確保に資するため、屋外分煙施設の整備に係る文書が総務省から出されていると思いますが、その内容についても、お尋ねいたします。

○財政局長（山嶋 剛）

路上喫煙対策についてお答えいたします。福岡市における市たばこ税につきましては、直近の令和4年度決算額が約129億円で、20政令市中、多いほうから5番目となっております。以上でございます。

○市民局長（舟越伸一）

路上喫煙対策についてお答えをいたします。総務省の文書の内容につきましては、屋外分煙施設等の整備の促進については、望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保を図るため、駅前、商店街、公園などの場所における公共または民間の屋外または屋内の分煙施設の整備が考えられることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るため、地方たばこ税の活用を含め、必要な予算措置を講ずるなど、積極的に取り組んでいただきたいなどとされております。以上でございます。

○10番（阿部真之助）

福岡市では約129億円もの地方たばこ税の税収があるということです。政令市の中でも5位ということで、トップクラスに税収が多いということは、それだけ喫煙者が多いし、たばこ税を納めている人も多くいることを示していると思います。総務省からの文書には、屋外分煙施設の整備に、地方たばこ税の活用を含め、積極的に取り組んでいただきたいと書いてあった。たばこを吸う人にとっても、たばこを吸わない人が不快な思いを抱くことがないように、たばこ税の活用を図っていくべきであると考えています。外国人観光客の喫煙マナーは、それぞれの国のルールが異なることから、路上でたばこを吸ってはいけない区域があるということをつかずに、たばこを吸っているケースが少なくないと思っています。観光客に喫煙マナーを周知徹底することも必要だと思います。冒頭に申し上げたように、モラル・マナー条例の施行から20年が経過し、その間、健康増進法の改正など、喫煙を取り巻く環境の変化もあり、市民の関心はたばこの火の危険防止は当然のこととし、受動喫煙やたばこのポイ捨てに厳しい目が注がれています。確かにまちなかで歩きたばこをしている人は減っているかもしれませんが、しかしながら、いまだに喫煙ルール、マナーを守らない喫煙者がいることも歴然とした事実です。そのような一部の喫煙者の行為で喫煙者全員のイメージが大きく損なわれる。このことはたばこを吸う者として残念でなりません。本市は、住みやすい、そして、住み続けたいということで高く評価をされております。大変誇らしいことではありますが、中身を見ると、市民のマナーに対する満足度はまだまだ低く、たばこのポイ捨てもその一因となっています。今こそ路上喫煙対策を強化していかなければならないと思います。そして、路上喫煙対策は、たばこを吸う人、吸わない人、両者の利益を考える必要があると強く思っています。規制を強化するには、喫煙者のためにもたばこを吸える場所を確保していく必要もあります。路上喫煙防止に取り組んでいくためには、両者が納得できる形での施策の充実、そして、たばこ税の活用の仕方を考えていかなければなりません。そのような状況も考慮して、今後、路上喫煙対策に取り組んでいくに当たっては、現在の路上禁煙地区の区域や喫煙所で十分なのかという観点を踏まえ、全市域での路上喫煙の状況を把握し、そして、その上で福岡市から路上喫煙を一掃するぐらいの覚悟を持って路上喫煙防止に取り組んでいくべきと思うが、所見をお伺いして、私の質問を終わります。

○市民局長（舟越伸一）

路上喫煙対策についてお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症の5類化後、海外からの観光客をはじめとして来訪者が増え、人流が活発化している状況を踏まえ、来訪者にも分かりやすい標示の整備や路上喫煙防止の広報、啓発の充実を図ってまいります。また、市内の路上喫煙の実態を把握し、禁煙区域の見直しや喫煙所の整備を含め、効果的な路上喫煙対策について検討してまいります。以上でございます。

令和5年第5回定例会 9月20日 決算特別委員会・総会質疑（大沢めぐみ議員）

○大沢委員

（略）次に、歩行喫煙対策について質問を行う。本市では、平成14年度に人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例、通称モラル・マナー条例が制定され、市内全域において、歩行中または自転車乗車中に喫煙しないよう、努力義務が定められている。しかしながら、日々生活をしている中で、歩きたばこや自転車に乗りながらの喫煙に遭遇する機会は残念ながら少なくない。他都市から出張で来た人に、福岡は歩きたばこが多いよねと言われることも多いのが現実である。本市は、直近では世界水泳の実施により、世界中からもたくさんのお客様を招いた。市民の生活のためにも、そして、今後引き続き本市を世界にPRしていく上でも、歩行喫煙のない安全、安心して美しいまちづくりの推進は重要であると考えている。初めに、通称モラル・マナー条例に定めた喫煙に関する内容と、現在指定している路上禁煙地区について示されたい。

△市民局長

歩行喫煙防止については、条例第19条において喫煙者の責務として、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙しないよう努めなければならない、屋外で喫煙するときは吸い殻入れを携帯するよう努めなければならないと定めている。また、第20条において、特に必要があると認める地区を路上禁煙地区として指定することができる、路上禁煙地区においては、道路上で、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙してはならないと定めており、現在、天神・大名地区、博多駅周辺地区を路上禁煙地区に指定している。

○大沢委員

次に、令和4年度に実施した歩行喫煙防止に関する取組内容と決算額を示されたい。

△市民局長

令和4年度は、モラル・マナー推進指導員による巡回指導や、街頭ポスターの掲示、街路灯バナーの掲出、路面標示や、市政だより、ラジオ放送、デジタルサイネージ、地下鉄駅構内放送などにより広報啓発を行っている。また、4年度の決算額は4,509万円余となっている。

○大沢委員

モラル・マナー推進指導員による巡回指導や各種啓発に取り組んでいるということである。それでは、条例施行前及び直近過去5年間の歩行喫煙率の推移について示されたい。

△市民局長

歩行喫煙率については、条例施行前の平成15年度が3.09%、30年度が0.07%、令和元年度が0.08%、2年度が0.08%、3年度が0.03%、4年度が0.05%となっている。

○大沢委員

条例施行前と比較すると大きく低下しているものの、コロナ禍でそもそもの歩行者の数が減った年を除いて、直近では歩行喫煙率にほぼ変化がない、悪化もしていなければ、改善もしていない状況が分かる。次に、本市における歩行喫煙率の算出方法について示されたい。

△市民局長

歩行喫煙率については、路上禁煙地区である天神・大名地区及び博多駅周辺地区において、平日の8時から9時、14時から15時の2時間の間で、調査地点を通過する喫煙者及び非喫煙者を目視で計測し、全通行者に対する喫煙者の割合として算出している。

（↓次頁へ続く↓）

令和5年第5回定例会 9月20日 決算特別委員会・総会質疑（大沢めぐみ議員）

（↓前頁から続く↓）

○大沢委員

ここまでの答弁で、直近に当たる令和4年の歩行喫煙率は0.05%ということで、一見非常に少ないようにも聞こえる。担当課との話の中でも、数多くの市政課題がある中で、歩行喫煙率が数値として悪化していないのであれば、力を入れて優先して取り組む案件とはしづらいということが言われていた。しかしながら、喫煙率の算出に当たっての具体的な人数を尋ねたところ、2時間の調査で人数ベースでは14人とのことで、これが日々繰り返されているわけである。調査日程、時間、場所についても限られていることから、この数字はあくまで歩行喫煙の実態のほんの一部を把握するものにすぎないと考える。続いて、路上禁煙地区において、どのような体制でモラル・マナー推進指導員の巡回を行っているのか。人数、時間帯について示されたい。

△市民局長 モラル・マナー推進指導員については、基本的に、1日当たり8～9人が、7時45分から19時まで巡回することとしている。

○大沢委員

モラル・マナー推進指導員の巡回は、現在19時までとのことである。19時以降に、路上禁煙地区内での歩行喫煙が目立つという声もあるが、それについては把握をしているのか尋ねる。

△市民局長

19時以降の状況については、夜間に巡回を行っている客引き対策指導員から、歩行喫煙か否かの区分はないが喫煙者が一定程度いるとの報告を受けている。

○大沢委員

モラル・マナー推進指導員不在の時間帯に一定数の喫煙者がいることは把握しているということである。それを踏まえ、モラル・マナー推進指導員の増員やシフトの見直し等の検討が必要であると考えますが、所見を尋ねる。

△市民局長

モラル・マナー推進指導員については、たばこの火でやけどを負わせるなどの危害を防止するため、昼間の人通りが多い時間帯に巡回指導を行う体制としている。引き続き、歩行喫煙防止に向けて、広報啓発に努めていく。

○大沢委員

昼間の人通りが多い時間帯の歩きたばこが危ないとの答弁であるが、想像してもらいたいのが、客引き対策指導員の巡回エリアというのは、むしろ夜間の人通りが多いエリアである。モラル・マナー指導推進員の増員には人材の確保が必要で、費用もかかることから簡単ではないことは理解するが、まずは夜間の実態のきちんとした調査、把握から進めてもらい、現在の人員、シフトが本当に適切であるのか検討してもらいたいと要望する。また、広報、啓発に努めるとの答弁だが、広報、啓発の内容も果たして本当に効果的なものか疑問を持っている。路上禁煙地区内の歩道にある標示は薄くかすれて見えないままのものもあり、せっかくのデジタルサイネージもあまり印象に残る内容とは言い難い。SNSの活用等も不十分であり、予算をかける以上は、引き続きの現状維持ではなく定期的に見直しを入れ、費用対効果の高い広報にぜひとも努めてもらいたい。また、これは個人的な意見になるが、市長は、大変発信力のある首長であり、市長自らが前に出て、従来の啓発とは一味違うような発信をすることは、非常に有効なのではないかと考える。ぜひとも検討してほしい。次に、条例では、規定に違反して路上禁煙地区内で喫煙をした者は、2万円以下の過料に処するとあるが、条例制定後、本市で過料を科した事例はあるのか尋ねる。

（↓次頁へ続く↓）

令和5年第5回定例会 9月20日 決算特別委員会・総会質疑（大沢めぐみ議員）

（↓前頁から続く↓）

△市民局長 過料を科した実績はない。

○大沢委員 過料適用の実績はないとのことだが、過料を科す場合の運用ルール及び具体的な過料の額については定めているのか尋ねる。

△市民局長 過料については、条例施行規則において、過料を科す際の手続を定めている。具体的な過料の額については定めていない。

○大沢委員

過料の適用を行う際の手続については定められていることが分かった。しかしながら、現在、過料を徴収した事例もなく、金額についても2万円以下の過料と幅があり具体性がなく、罰則が形骸化していると言わざるを得ない。他都市の事例として、東京都千代田区をはじめ、大阪市、横浜市、神戸市、京都市などの市では、実際に1,000～2,000円の過料の徴収を行っている。令和5年1月に行われた大阪市路上喫煙対策委員会における議論の中でも、他都市のヒアリング調査が行われ、効果的な施策として過料の徴収の話が出てきており、一定の効果が期待できる。そこで本市においても、他都市に倣って、もう一步踏み込んで歩行喫煙対策に取り組むため、過料の徴収を検討すべきと考えるが、所見を尋ねる。

△市民局長

歩行喫煙の防止については、モラル・マナー推進指導員による指導により、大半はその場で改善が見られることや、路上禁煙地区における歩行喫煙率が減少していることから、引き続き、巡回指導及び広報、啓発に努めていきたいと考えている。

○大沢委員

指導を受ければその場での改善は見られるかもしれないが、歩行喫煙を繰り返さないようにすることが重要である。過料の徴収についても、人的、物的コストがかかることは承知をしているため、指導だけで済めばそれが理想ではあるが、ほかの自治体においては、過料の金額が安過ぎる、安過ぎて啓発になっていないという議論さえ出ている状況である。例えば、本市が思い切ってほかの自治体よりも高い過料を科すことにすれば、大いに話題となり抑止力につながるのではないだろうか。いずれにせよ、現状維持の取組だけでは歩行喫煙はゼロにはならない。「歩行喫煙ダメ絶対」という強いメッセージを発信するためにも、過料徴収を含めた一層の取組を要望する。また、そもそも歩行中や自転車乗車中以外の喫煙、つまり立ち止まっての喫煙などについては、明確に禁じられていない現在の条例にも疑問がある。受動喫煙防止の観点からも、喫煙所以外での喫煙を禁止する条例に見直すことも含めての検討が必要ではないかという意見も申し添えておく。続いて、路上禁煙地区が天神・大名地区及び博多駅周辺地区の2か所である理由、また、決定の経緯について示されたい。

△市民局長

路上禁煙地区については、平成15年に天神、博多、香椎、大橋、西新、姪浜において、通行者数や歩行喫煙者数の調査を行い、その結果、天神及び博多地区において、歩行喫煙者が特に多かったことから、同年に指定したものである。また、20年に路上禁煙地区の指定範囲を拡大し、現在の区域となっている。

○大沢委員

説明があった路上禁煙地区の選定時には、香椎、大橋、西新、姪浜においても歩行喫煙の実態調査を行っていたようだが、現在、指定地区以外のエリアでの実態調査は実施しているのか尋ねる。

△市民局長 現在、歩行禁煙地区以外での調査は行っていない。（↓次頁へ続く↓）

（↓前頁から続く↓）

○大沢委員

条例制定から20年以上たっており、指定地域の拡大からも10年以上が経過している。地域の状況も変化しており、例えば地元の大橋エリアは、子育て世代が増え、駅周辺にはたくさんの子供が歩いているが、私個人の肌感覚としても歩行喫煙が多く、市民の皆さんからの困っているという声も聞いている。ついては、路上禁煙地区は現在の2地区でよいのか、まずは調査が必要かと思うが、所見を尋ねる。

△市民局長

路上禁煙地区については、周囲の人がたばこの火でやけどを負うなどの被害を防止することを目的として、特に人通りの多い天神・大名地区及び博多駅周辺地区を指定している。引き続き、現在の2つの地区においてしっかりと巡回指導を行い、市全域での広報、啓発に取り組むとともに、市民の喫煙動向や路上禁煙地区での歩行喫煙率の状況も踏まえながら、調査等の必要性について検討していきたいと考えている。

○大沢委員

調査等の必要性については検討していくとのこと、ぜひ前向きに願います。答弁にもあったように、指定地区はもちろんのこと市全域において歩行喫煙防止に取り組む姿勢が重要であると考える。最後に、条例によれば市長は、路上禁煙地区を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、当該地区の市民等及び事業者の意見を聴くとともに、関係行政機関と協議するものとするとある。他都市の例として、大阪市においては、2025年大阪・関西万博に向け、25年1月をめぐり、路上禁煙地区を市全域に拡大する方針を決めている。我が福岡市もアジアのリーダー都市、ひいては世界の福岡市を目指していく上で、世界の人々に選ばれるための要素の一つとしても、また、子どもたちをはじめとした市民の暮らしにとっても、全市的な路上喫煙防止の取組は非常に重要であると考えているが、市長の所見を尋ね、質問を終わる。

△市長

住みたいまち、訪れたいまち、働きたいまちとして選ばれている本市がさらに魅力を高めていくためには、モラル・マナーが大切にされ、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりは重要であると考えている。このため、本市では、市民や来街者が多く訪れる天神・大名地区及び博多駅周辺地区を路上禁煙地区に指定し、モラル・マナー推進指導員による指導、啓発や多様な広報媒体を活用した周知を行うなど、歩きたばこゼロのまちの実現に向けた取組を進めている。今後とも、地域の皆様や事業者と一体となって、モラル・マナーの向上に取り組み、人に優しく安全で快適なまちづくりを進めていく。

受動喫煙による健康への影響

(※) 厚生労働省「喫煙の健康影響に関する検討報告書」を基に作成

レベル1 科学的証拠は因果関係を推定するのに十分である **(確実)**

レベル2 科学的証拠は因果関係を示唆しているが十分ではない **(可能性あり)**

副流煙

主流煙

受動喫煙は → 呼出煙

この2つの煙によって生じる

脳卒中

臭気・鼻への刺激感

鼻腔・副鼻腔がん

肺がん

乳がん

虚血性心疾患

急性
影響

- ・急性呼吸器症状（喘息患者・健常者）
- ・急性の呼吸機能低下（喘息患者）

慢性
影響

- ・慢性呼吸器症状
- ・喘息の発症・コントロール悪化
- ・呼吸機能低下
- ・慢性閉塞性肺疾患（COPD）

<妊娠・出産>

乳幼児突然死症候群（SIDS）（注1）

低出生体重・胎児発達遅延

（注1）妊婦の能動喫煙及び小児の受動喫煙
いずれもレベル1

（注2）親の喫煙との関連

<小児>

喘息の既往

喘息の重症化

喘息の発症（注2）

呼吸機能低下

学童期の咳・痰・喘鳴・息切れ（注2）

中耳疾患

う蝕（虫歯）

無煙たばこ・電子たばこ・電気加熱式たばこの健康影響

(※) 厚生労働省「喫煙の健康影響に関する検討報告書」を基に作成

無煙たばこ

- ガムたばこ（噛みたばこ）
- かきたばこ



ゼロスタイル・スティック
ゼロスタイル・スヌース

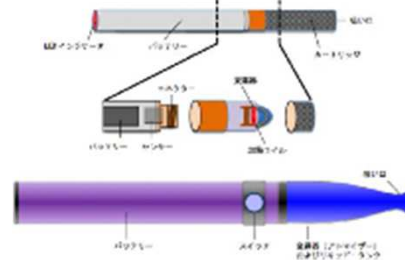
- たばこ葉またはその加工品
- 煙、蒸気が出ない

健康影響：レベル1

- 口腔がん、鼻腔がん、腭臓がん、依存性、歯周病、う蝕（虫歯）、歯肉後退、早産、未熟児出産、妊娠中高血圧など
- 子供による誤飲（毒性が強い）
- 循環器系疾患、糖尿病やメタボリックシンドロームの起こる可能性。

電子たばこ

- ENS（電子ニコチン送達システム）



様々な香料入りの液体を電気で加熱し生ずる蒸気・エアロゾルを吸引

- たばこ葉を含有しない
- ニコチンの含有有無により ENDS と ENNDS に分類される

健康影響：レベル3

- 疾病や死亡リスクとの関連性は不明。
- 詰替カートリッジの溶媒中に含まれるグリコール類が熱分解し、ホルムアルデヒドなどの毒性物質が発するため、妊婦の使用や受動喫煙による影響が懸念される。
- ほぼ半数の製品から微量のニコチンを検出、発生する煙による受動喫煙健康影響や中毒性への懸念がある。

電気加熱式たばこ



iQOS（アイコス）
フィリップモリス



Ploom TECH
JT

- たばこ葉またはその加工品を加熱して発生する蒸気を吸引（たばこ製品）

健康影響：不明

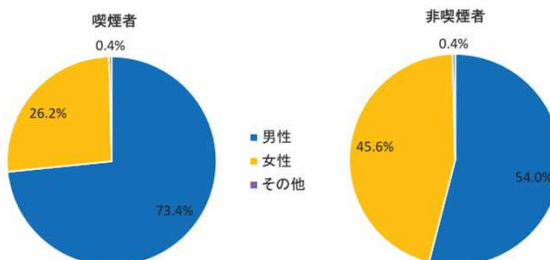
- 燃焼にともなう有害物質の発生を抑制すると販売者は主張しているが、たばこの有害物質にさらされることに安全なレベルはないことが知られており、電気加熱式たばこは使用者本人および周囲の者の健康へ悪影響を及ぼす可能性がある。

「令和4年度 路上喫煙に関するインターネットアンケート調査」 （大阪府大阪市）

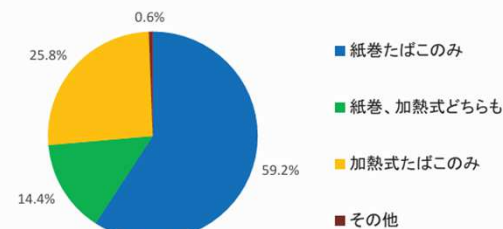
1 アンケートについて

【実施方法】インターネットを用いたアンケート調査
 【調査方法】アンケート業者に委託し、大阪市内に居住する20歳以上の者から、喫煙者、非喫煙者、それぞれ500人、計1,000人になるまで調査を実施
 【調査期間】令和4年8月15日(月)～8月16日(火)

○アンケート回答者男女比率

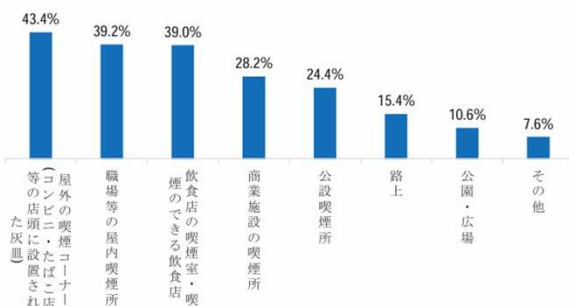


設問1 普段どのようなたばこを喫煙しますか。



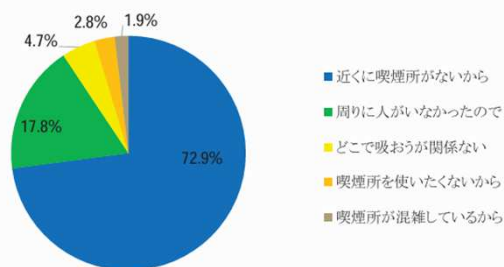
○喫煙者の大部分は紙巻たばこだが、加熱式たばこを吸う人も4割いる。

設問2 外出時において、よく喫煙する場所はどこですか。最も頻繁に利用する場所(上位3箇所まで)を選択してください。



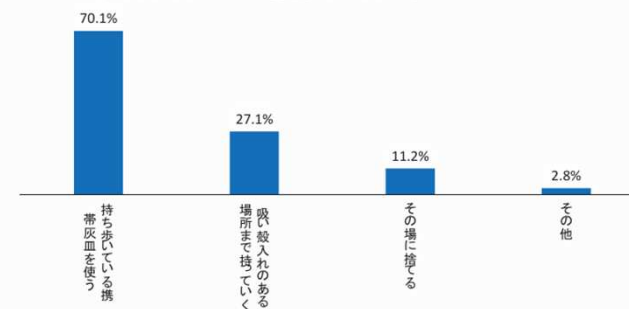
○路上や公園・広場等を選択した回答者は、約2割(107/500 21.4%)であった。

設問3 外出時によく喫煙する場所として「路上」「公園・広場」と答えた方に伺います。その場所で喫煙する理由は次のどれですか。



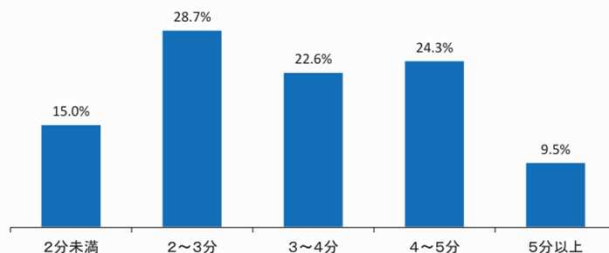
○約7割が、路上・公園・広場で喫煙する理由に、「近くに喫煙所がないから」をあげている。

設問4 外出時によく喫煙する場所として「路上」「公園・広場」と答えた方に伺います。その場所で喫煙した吸殻をどうしていますか。あてはまるものすべてを選択してください。



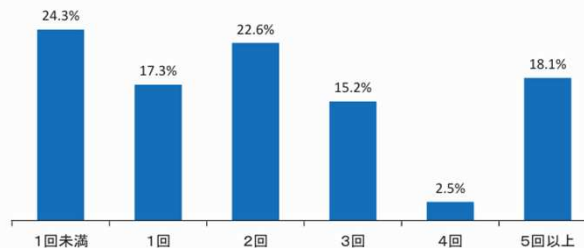
○路上・公園・広場での喫煙者の内、約1割は吸殻をポイ捨てしている。

設問5 (外出時によく喫煙する場所として「飲食店の喫煙室・喫煙のできる飲食店」以外を選択した方に伺います。)よく喫煙する場所として選択された場所で、喫煙する時間は1回あたりおおよそ何分ですか。最も近いものを一つ選択してください。



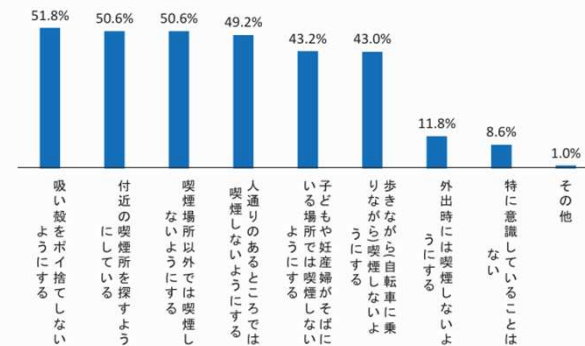
○約9割が、喫煙の時間は1回あたりおおよそ5分以内であり、長時間滞在する人は少ない。

設問6 (外出時によく喫煙する場所として「飲食店の喫煙室・喫煙のできる飲食店」以外を選択した方に伺います。)よく喫煙する場所として選択された場所で、1日に何回ほど喫煙しますか。あてはまるものを一つ選択してください。



○約3分の2が、外出時の喫煙回数は2回以下であった。

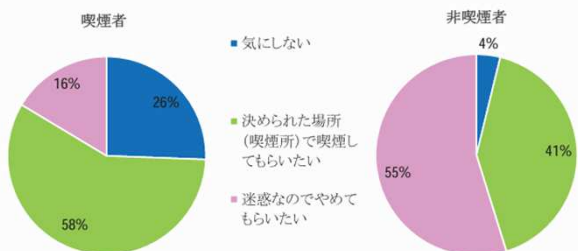
設問7 喫煙するときに意識していることはありますか。あてはまるものすべてを選択してください。



○約9割に何らかの配慮がみられる。

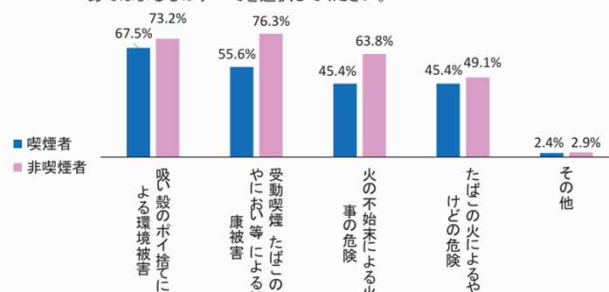
「令和4年度 路上喫煙に関するインターネットアンケート調査」 （大阪府大阪市）

設問8 周りの方の路上喫煙(道路等でたばこを吸う行為)について、どう思われますか。あてはまるものを一つ選択してください。



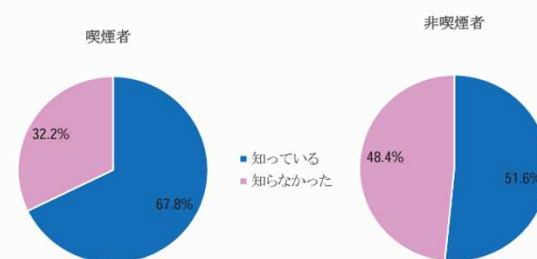
○喫煙者の約4分の3と非喫煙者のほとんどが、他人の路上喫煙を気にしている。
喫煙者の約6割と非喫煙者の約4割が決められた場所で喫煙してほしいと回答している。

設問9 周りの方の路上喫煙について、「気にしない」以外を選択した方に伺います。路上喫煙について、どのようなことが気になりますか。あてはまるものをすべてを選択してください。



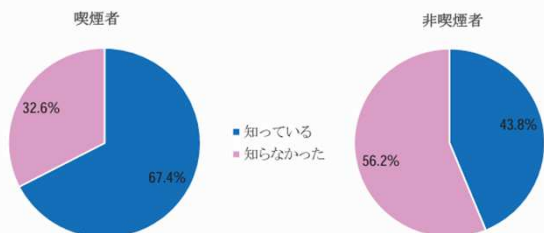
○回答が多かったのは、吸い殻のポイ捨て、受動喫煙による健康被害、火事の危険、やけどの危険の順で、その他意見では、たばこのおいが気になるという回答が多かった。

設問10 大阪府では「大阪府路上喫煙の防止に関する条例」で、路上や公園・広場における路上喫煙について、自ら路上喫煙をしないように努めなければならないとされています。このことについて知っていますか。



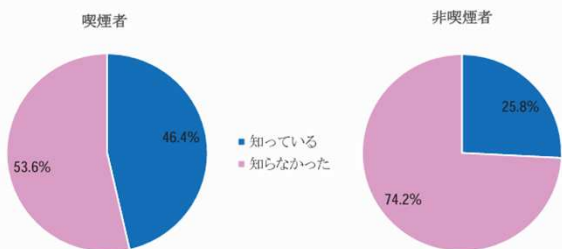
○喫煙者の方が、非喫煙者に比べ条例の認知度は高いものの、約3割が条例を知らなかった。

設問11 大阪府では、平成19年に「大阪府路上喫煙に関する条例」を制定し、路上喫煙禁止地区を指定しました。現在は6箇所指定しており、禁止地区内で路上喫煙を行った者について1,000円の過料を徴収しています。このことについて知っていますか。



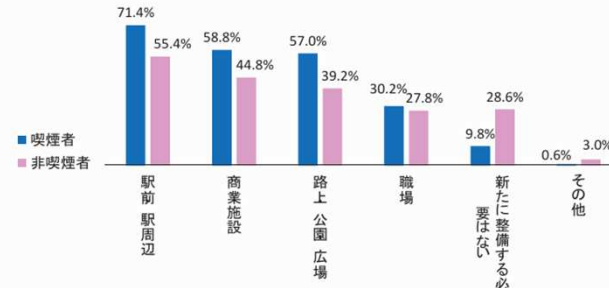
○禁止地区の認知度は、喫煙者の約7割、非喫煙者の約4割であった。

設問12 本市では、2025年1月を目途に市内全域での路上喫煙禁止に向けて取り組んでいます。このことについて知っていますか。



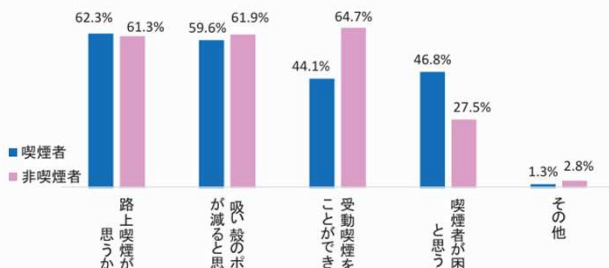
○まだ、取組みに関する広報は行っていないが、喫煙者の約半数が知っており、喫煙者の関心の高さが窺える。

設問13 大阪府では新たに喫煙所の整備を検討しています。どのような場所に喫煙所を整備すべきだと思いますか。あてはまるものをすべてを選択してください。



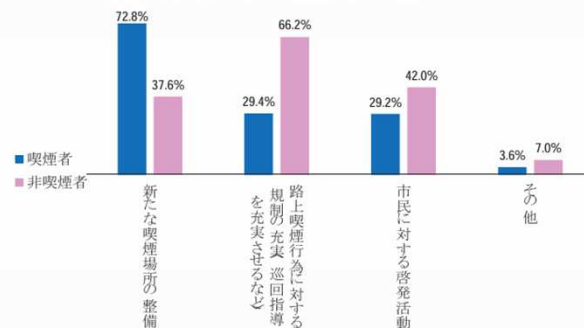
○駅前・駅周辺、商業施設、路上・公園・広場での喫煙所整備が求められている。一方で非喫煙者の約3割は、喫煙所の整備に否定的であった。

設問14 (設問13で「新たに喫煙所を整備する必要はない」以外を選択した方に伺います。) 喫煙所が必要だと思う理由は何ですか。あてはまるものをすべてを選択してください。



○非喫煙者は、受動喫煙回避の意識が高く、喫煙者は、喫煙場所の確保への意識が高い。

設問15 喫煙マナー向上のためには、どうすれば効果があると思いますか。あてはまるものをすべてを選択してください。



○喫煙者は「新たな喫煙場所の整備」、非喫煙者は「規制の充実」の回答が多く、認識の差が顕著に表れている。

○アンケート調査結果について

- ・喫煙者の内、路上・公園・広場で喫煙をしている人は約2割。
- ・現行の条例等の認知度は高いとは言えず、全市実施に向けて、効果的な啓発方法の検討が必要。
- ・喫煙者、非喫煙者の意識の差はあるが、喫煙マナー向上のためには喫煙所の整備が有効と推察される。
- ・路上・公園・広場での喫煙の割合や喫煙時間、喫煙回数等を参考に、喫煙所の整備を検討する必要がある。

参考文献等

-  厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト（e-ヘルスネット） 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」
(<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/tobacco/t-09-02.html>)
-  福岡市ホームページ 歩行喫煙防止に向けた取り組み
(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/seikatsuanzen/machi/hokoukitsuenboushi.html>)
-  福岡市ホームページ 福岡市内の「路上禁煙地区」について
(https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/seikatsuanzen/shisei/rojoukinnenntiku_2.html)
-  一般財団法人 地方自治研究機構ホームページ 路上喫煙を禁止する条例
(http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/087_smoking_on_the_street.htm)
-  千代田区ホームページ 路上喫煙過料処分件数
(<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/jore/karyoshobun.html>)
-  千代田区ホームページ 公衆喫煙所設置助成事業の概要
(<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/jore/okunaikitsuenjo.html>)
-  千代田区ホームページ 無料喫煙所（公衆喫煙所）のご案内
(<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/jore/muryokitsuenjo.html>)
-  大阪市ホームページ 大阪市路上喫煙対策委員会
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000010440.html>)
-  大阪市ホームページ 路上喫煙禁止地区について
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000503379.html#4>)
-  大阪市「令和4年度 路上喫煙に関するインターネットアンケート調査」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000010/10440/41siryu2.pdf>)
-  神戸市ホームページ 路上喫煙禁止
(<https://www.city.kobe.lg.jp/a84526/kurashi/activate/project/eco/outsmoking.html>)
-  京都市ホームページ 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例について
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000291969.html>)
-  JTウェブサイト 分煙の取り組み
(<https://www.jti.co.jp/coexistence/bunen/index.html>)
-  総務省 地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000939971.pdf)
-  総務省 分煙施設のより一層の整備推進と分煙施設整備に係る参考事例集の送付について
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000910209.pdf)

